

## エコファーマー向けの「指針」に石灰窒素のすすめ

都道府県ごとに「持続性の高い農業生産方式の促進に関する指針」が策定されました。これは、農家が農業生産を持続性の高いものにするには、具体的にどのような生産方式をとったらよいかを、作物別・地域別に明らかにしたものです。そして、これにもとづく生産方式を導入する計画が認定されれば、支援措置を受けることができるというものです。

この指針は各都道府県ごとに作成されていますが、いくつかの県から入手した指針のなかに「石灰窒素」の使用が記載されている事例を見つけたので紹介します。

### ●栃木県の事例

栃木県では、持続性の高い農業生産方式をおこなう「環境にやさしい栽培の手引き」を作成し、現場での指導に活用するようにエコファーマー全員に配付していますが、そのなかにつきのような項目があります。

①水稲の「土づくりと施肥」の項に「良質の堆肥を10a当たり1～2t施用します。または秋のうちに、稲わらを石灰窒素10kgとともにすき込みます」

②太陽熱を利用した土壤消毒法

「夏季にハウスを密閉し、太陽熱を利用して地温を上昇させ、土壤中の病害虫密度を低下させる方法です。土壤に有機質資材や石灰窒素を施用した後、畝をたて、ビニールで覆ってから湛水します。その後、ハウスを昼夜密閉して1ヵ月程度そのままにします」

### ●大分県の事例

①水稲、麦類、大豆をはじめ多くの野菜に対して、「稲わら、麦わらおよび緑肥作物などの有機物に対して、適当な量の腐熟促進剤(石灰窒素など)の添加はおこなってもよい」

②太陽熱利用土壤消毒の実施

★ 都道府県知事の認定を受けた農業者(愛称:エコファーマー)は平成16年3月末現在47,766名で、毎月増加の一途をたどっています。

日本石灰窒素工業会としては、全国のエコファーマーに石灰窒素を使用していただくためにも、都道府県に対して「持続性の高い農業生産方式の導入に関する指針」のなかに「石灰窒素」が記載されるよう努力します。